

第2項 医療機関の機能分化・連携

1 医療計画との連動

平成19年度からはじまる医療計画の追加改定では、4疾病及び5事業について、疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに、医療連携体制を構築することを目指しています。

こうした医療計画に則して、各医療機関における医療機能の分化・連携を推進するとともに、地域連携クリティカルパス⁶の導入等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、これにより、質の高い医療を持続的に提供される体制が構築され、その結果として、平均在院日数が短くなっていくことが企図されています。

2 県の役割

医療連携体制構築のサポート

医療機関の機能分化・連携を進めていくためには、その主体である医療機関及び住民・患者がその内容や目指すところを十分に理解し、一体となって取り組んでいくことが重要です。こうしたことから、医療計画において、医療機関の機能分化・連携の姿を分かりやすく示し、それぞれの理解を得つつ、体制づくりを進めていくことが、県の重要な役割となります。

具体的なツールの導入に向けたサポート

医療計画において示された医療連携体制を具現化するために、医療機関が地域連携クリティカルパスを導入する取組みを支援します。

3 関係者間の連携・協力

医療計画に基づき、実際の医療機関の機能分化・連携を進めるためには、各保険者や医師会、病院協会等の医療関係者、そして、医療機関の積極的な取組みが求められます。

具体的には、地域連携クリティカルパスの導入等の取組みを通じて医療機関相互が新たな連携を模索し、強化することが求められます。

なお、医療連携体制の構築のためには、医療機関を利用する患者、住民の理解と協力が不可欠となります。